

重度心身障害者等

医療費請求事務取扱要領

乳 幼 児

(平成9年9月1日)

徳島県国民健康保険団体連合会

取扱要領

1. 公費併用レセプトによる請求開始時期

平成9年9月診療分から

2. レセプトへの記入方法

① 【A4レセプト】の場合

市町村が発行した受給者証を確認の上、レセプトの※公費負担者番号・受給者番号欄に記入してください。

※公費負担者番号は資料1参照

② 【B5レセプト】の場合

当分の間（平成10年3月31日まで）B5のレセプトを使用する場合は、国保一般分については、公費併用レセプト（ピンク色紙）を使用してください。

退職者分については、公費負担者番号・受給者番号欄に記入してください。

医療機関等の窓口では、市町村発行の受給者証の提示を求め確認してください。

3. 公費併用レセプトで請求できる範囲（資料2）

国保分のみ

資料2「国保連合会で県内分として取り扱う保険者一覧表」に記載のとおり、【県内分】と【県外分（全国決済分）】とでは取扱が一部異なります。

① 県内分 すべて公費併用レセプト

② 県外分（全国決済分） イ. 高額療養費限度額以内（平成9年9月1日現在63,600円、長期高額10,000円）については公費併用レセプト

ロ. 一部負担金の額が高額療養費限度額を超えるレセプトについては、国保単独の請求となり、重度・乳幼児医療費請求書と二本立ての請求となります。この場合の請求書については（被用者分）を使用してください。

4. レセプトへの (重) (乳) の押印について

* 公費併用分として請求する分については不要となります。

* 国保分についても併用でないレセプトには押印してください。

* 被用者分は従来どおりすべて押印してください。

国保

礼保

5. レセプトの編てつ方法

資料 8 参照ください

6. 月遅れ分の請求について

月遅れでの請求については従来どおり、レセプトと重度・乳児の各請求書二本立ての請求となります。

なるべく月遅れ分が発生しないよう、請求方ご協力をお願いします。

⑨ この件についてのお問い合わせは、国保連合会電算業務課業務係 ☎0886-66-0113 までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 国保連合会電算業務課業務係 ☎0886-66-0113
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 国保連合会ビル 5F
お問い合わせ先：国保連合会電算業務課業務係 ☎0886-66-0113
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 国保連合会ビル 5F

【お問い合わせ先】 国保連合会電算業務課業務係 ☎0886-66-0113
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 国保連合会ビル 5F

【お問い合わせ先】 国保連合会電算業務課業務係 ☎0886-66-0113
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 国保連合会ビル 5F

【お問い合わせ先】 国保連合会電算業務課業務係 ☎0886-66-0113
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 国保連合会ビル 5F

お問い合わせ先：国保連合会電算業務課業務係 ☎0886-66-0113

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 国保連合会ビル 5F

お問い合わせ先：国保連合会電算業務課業務係 ☎0886-66-0113

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 国保連合会ビル 5F

(重度心身障害者等・乳幼児医療費) (公費負担者番号一覧表)

(重度心身障害者等医療費)

(乳幼児医療費)

区分	No.	市町村名	公費負担者番号			
市部	1	徳島市	46	36	001	2
	2	鳴門市	46	36	002	0
	3	小松島市	46	36	003	8
	4	阿南市	46	36	004	6
勝浦郡	5	勝浦町	46	36	005	3
	6	上勝町	46	36	006	1
名東郡	7	佐那河内村	46	36	007	9
名西郡	8	石井町	46	36	008	7
	9	神山町	46	36	009	5
那賀郡	10	那賀川町	46	36	010	3
	11	羽ノ浦町	46	36	011	1
	12	鷺敷町	46	36	012	9
	13	相生町	46	36	013	7
	14	上那賀町	46	36	014	5
	15	木沢村	46	36	015	2
	16	木頭村	46	36	016	0
海部郡	17	由岐町	46	36	017	8
	18	日和佐町	46	36	018	6
	19	牟岐町	46	36	019	4
	20	海南町	46	36	020	2
	21	海部町	46	36	021	0
	22	穴喰町	46	36	022	8
板野郡	23	松茂町	46	36	023	6
	24	北島町	46	36	024	4
	25	藍住町	46	36	025	1
	26	板野町	46	36	026	9
	27	上板町	46	36	027	7
	28	吉野町	46	36	028	5
	29	土成町	46	36	029	3
阿波郡	30	市場町	46	36	030	1
	31	阿波町	46	36	031	9
麻植郡	32	鴨島町	46	36	032	7
	33	川島町	46	36	033	5
	34	山川町	46	36	034	3
	35	美郷村	46	36	035	0
美馬郡	36	木屋平村	46	36	036	8
	37	脇町	46	36	037	6
	38	美馬町	46	36	038	4
	39	半田町	46	36	039	2
	40	貞光町	46	36	040	0
	41	一宇村	46	36	041	8
	42	穴吹町	46	36	042	6
三好郡	43	三野町	46	36	043	4
	44	三好町	46	36	044	2
	45	池田町	46	36	045	9
	46	山城町	46	36	046	7
	47	井川町	46	36	047	5
	48	三加茂町	46	36	048	3
	49	東祖谷山村	46	36	049	1
	50	西祖谷山村	46	36	050	9

区分	No.	市町村名	公費負担者番号			
市部	1	徳島市	45	36	001	3
	2	鳴門市	45	36	002	1
	3	小松島市	45	36	003	9
	4	阿南市	45	36	004	7
勝浦郡	5	勝浦町	45	36	005	4
	6	上勝町	45	36	006	2
名東郡	7	佐那河内村	45	36	007	0
名西郡	8	石井町	45	36	008	8
	9	神山町	45	36	009	6
那賀郡	10	那賀川町	45	36	010	4
	11	羽ノ浦町	45	36	011	2
	12	鷺敷町	45	36	012	0
	13	相生町	45	36	013	8
	14	上那賀町	45	36	014	6
	15	木沢村	45	36	015	3
	16	木頭村	45	36	016	1
海部郡	17	由岐町	45	36	017	9
	18	日和佐町	45	36	018	7
	19	牟岐町	45	36	019	5
	20	海南町	45	36	020	3
	21	海部町	45	36	021	1
	22	穴喰町	45	36	022	9
板野郡	23	松茂町	45	36	023	7
	24	北島町	45	36	024	5
	25	藍住町	45	36	025	2
	26	板野町	45	36	026	0
	27	上板町	45	36	027	8
	28	吉野町	45	36	028	6
	29	土成町	45	36	029	4
阿波郡	30	市場町	45	36	030	2
	31	阿波町	45	36	031	0
麻植郡	32	鴨島町	45	36	032	8
	33	川島町	45	36	033	6
	34	山川町	45	36	034	4
	35	美郷村	45	36	035	1
美馬郡	36	木屋平村	45	36	036	9
	37	脇町	45	36	037	7
	38	美馬町	45	36	038	5
	39	半田町	45	36	039	3
	40	貞光町	45	36	040	1
	41	一宇村	45	36	041	9
	42	穴吹町	45	36	042	7
三好郡	43	三野町	45	36	043	5
	44	三好町	45	36	044	3
	45	池田町	45	36	045	0
	46	山城町	45	36	046	8
	47	井川町	45	36	047	6
	48	三加茂町	45	36	048	4
	49	東祖谷山村	45	36	049	2
	50	西祖谷山村	45	36	050	0

(749)

国保連合会で県内分として取り扱う保険者一覧表

平成9年4月1日現在

区分	No	市町村 保険者名	保険者番号		
			番号		
			府県	保険者区分	検証
市部	1	徳島市	36	001	6
	2	鳴門市	36	002	4
	3	小松島市	36	003	2
	4	阿南市	36	004	0
勝浦郡	5	勝浦町	36	005	7
	6	上勝町	36	006	5
名東郡	7	佐那河内村	36	007	3
名西郡	8	石井町	36	008	1
	9	神山町	36	009	9
那賀郡	10	那賀川町	36	010	7
	11	羽ノ浦町	36	011	5
	12	鷺敷町	36	012	3
	13	相生町	36	013	1
	14	上那賀町	36	014	9
	15	木沢村	36	015	6
	16	木頭村	36	016	4
海部郡	17	由岐町	36	017	2
	18	日和佐町	36	018	0
	19	牟岐町	36	019	8
	20	海南町	36	020	6
	21	海部町	36	021	4
	22	穴喰町	36	022	2
板野郡	23	松茂町	36	023	0
	24	北島町	36	024	8
	25	藍住町	36	025	5
	26	板野町	36	026	3
	27	上板町	36	027	1
	28	吉野町	36	028	9
	29	土成町	36	029	7
阿波郡	30	市場町	36	030	5
	31	阿波町	36	031	3
麻植郡	32	鴨島町	36	032	1
	33	川島町	36	033	9
	34	山川町	36	034	7
	35	美郷村	36	035	4
美馬郡	36	木屋平村	36	036	2
	37	脇町	36	037	0
	38	美馬町	36	038	8
	39	半田町	36	039	6
	40	貞光町	36	040	4
	41	一字村	36	041	2
	42	穴吹町	36	042	0
三好郡	43	三野町	36	043	8
	44	三好町	36	044	6
	45	池田町	36	045	3
	46	山城町	36	046	1
	47	井川町	36	047	9
	48	三加茂町	36	048	7
	49	東祖谷山村	36	049	5
	50	西祖谷山村	36	050	3

(2) 国保組合

(6. 保険者)

区分	No	保険者名	保険者番号			一部負担金の割合		
			府県	保険者区分	検証	組合員	その他	
県内 国保組合	1	徳島県医師会 徳国保組合	36	301	0	1割	1割	
	2	徳島建設産業会 徳国保組合	36	304	4	1	3	
県外 国保組合 (県内分と 同じ取扱い)	3	全国歯科医師会 全国保組合	09	301	3	1	3	
	4	全国土木建築会 全国保組合	13	303	3	1	ただし 結核・精神 適用医療に ついては 3割	3
	5	中国建設会 中国保組合	13	326	4	0	3	
	6	全国建設工事業会 全国保組合	13	329	8	1	3	

【県内分】

この表に記載の保険者分にかかる重度・乳幼児医療費については、市町村の発行した各受給者証により、公費併用のレセプト1枚での取扱いとなります。

★A4レセプトでは公費負担者番号・受給者番号欄に記入する。

★B5レセプトを使用する場合は、国保一般分については、公費併用のレセプト（ピンク色）を使用する。退職者分については、公費負担者番号・受給者番号欄に記入する。

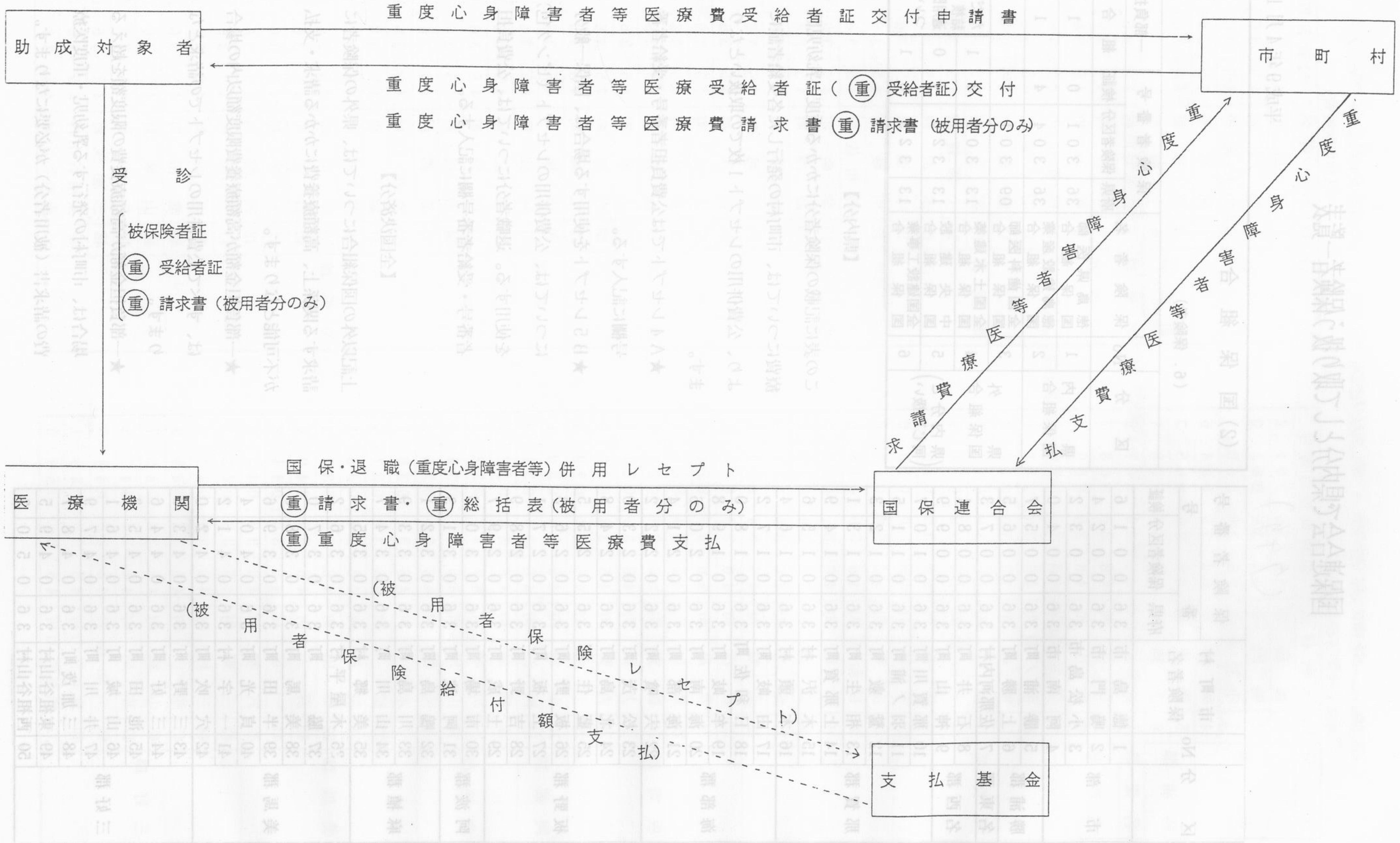
【全国決済分】

上記以外の国保組合については、県外の保険者に請求する関係上、高額療養費にかかる請求・支払が不可能となります。

★一部負担金額が高額療養費限度額以内の場合は、すべて公費併用のレセプトでの請求となります。

★一部負担金額が高額療養費の限度額を超える場合は、市町村の発行する乳幼児・重度医療費の請求書（被用者分）が必要となります。

重度心身障害者等医療費助成事業事務処理の流れ



重度心身障害者等医療費請求方法（国保分）

現行請求方法

国民健康保険診療報酬明細書(入院外) 平成 年 月 日

(重)

氏名: 男・女 姓・名・姓・名

生年月日: (1) 年 月 日 (2) 年 月 日

診療日数: 診療開始日 診療終了日 診療日数

診療内容: ① 内服薬 ② 外用薬 ③ 処置 ④ 検査 ⑤ 注射 ⑥ その他

支払額: ① 保険料 ② 自己負担額 ③ その他

公費併用レセプト

診療報酬明細書 (国保入) 平成 年 月 日

1 社保 3 老人 1 単独 2 本外
2 公費 4 逆編 3 3 6 家外

保険者番号

氏名: 1男 2女 1男 2女 3男 4女

生年月日: 1 10 11 2 12 3 1

住所: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

診療日数: (1) 年 月 日 (2) 年 月 日 (3) 年 月 日

診療内容: ① 内服薬 ② 外用薬 ③ 処置 ④ 検査 ⑤ 注射 ⑥ その他

支払額: ① 保険料 ② 自己負担額 ③ その他

様式第8号(第13条関係)

(重) 重度心身障害者等医療費請求書 (国保分)

平成 年 月 日

長殿

点数表別

甲	乙	丙	丁
1	2	3	4

医療機関コード

所在地(〒) 名称 開設者氏名

負担者番号 3 6

平成 年 月 日
下記のとおり請求します。

受給者氏名		重受給者証		被保険者証	
男女		記号	番号	記号	番号
大正	昭和	平成	年生	保護者名	

国民健康保険 満 額

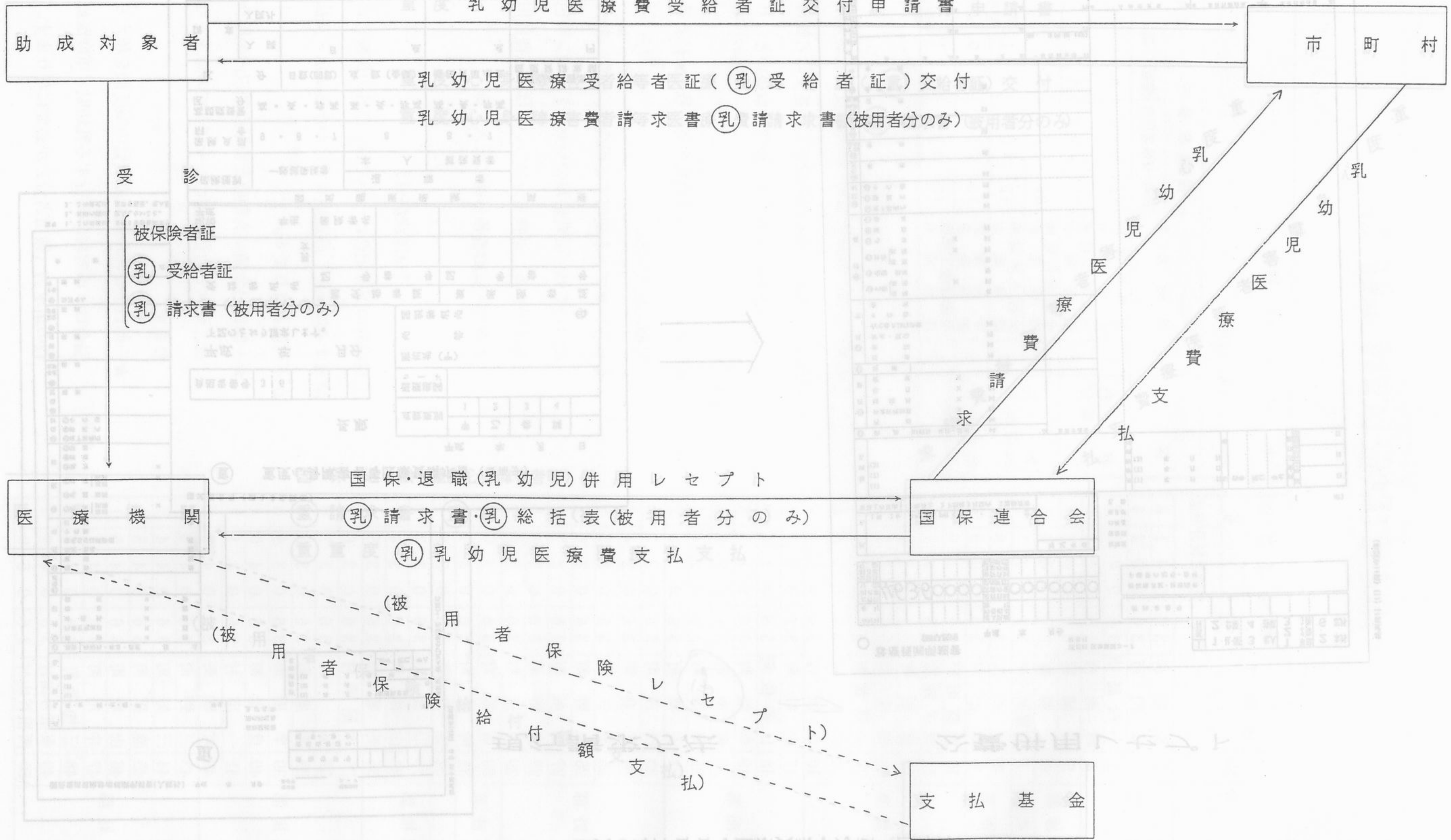
保険種別	一般被保険者	退職者	
		本人	被扶養者
保険負担割合	9・8・7	8	8・7
高額療養費区分	高・長・非高	高・長・非高	高・長・非高

区分	日数(回数)	点数(金額)	他法負担点数	重度心身障害者等医療費請求額
請求	入院	日	点	点
	入院外			円
※決定	入院			
	入院外			

(注) 医療機関は、太文字、太わく内のみ記入してください。

備考 1. この用紙は、日本工業規格A判4番とすること。
2. 印字の際は、記入しなさいこと。

乳幼児医療費助成事業事務処理の流れ



乳幼児医療費請求方法 (国保分)

現行請求方法

国民健康保険医療報酬明細書 (人保) 平成 年 月分

乳

診療種別	診療回数	診療料	公費負担額	自己負担額
A				
B				
C				
D				
E				
F				
G				
H				
I				
J				
K				
L				
M				
N				
O				
P				
Q				
R				
S				
T				
U				
V				
W				
X				
Y				
Z				

公費併用レセプト

診療報酬明細書 (国保分) 平成 年 月分

乳

診療種別

診療種別	診療回数	診療料	公費負担額	自己負担額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

乳児医療費請求書 (国保分)

平成 年 月 日

長 殿

国民健康保険 第 号

医療機関コード

所在地(〒)

名称

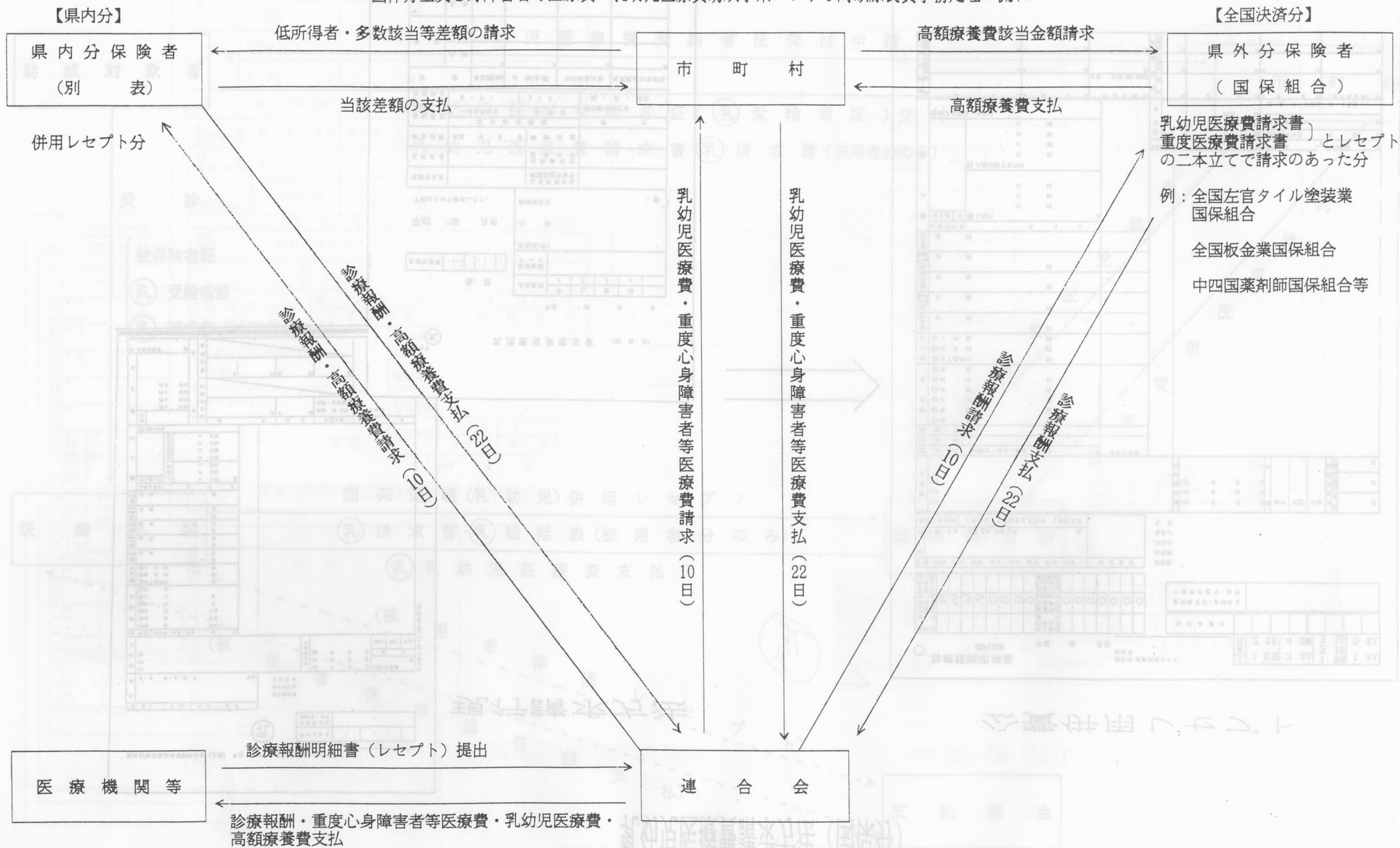
施設者氏名

下記のとおり請求します。

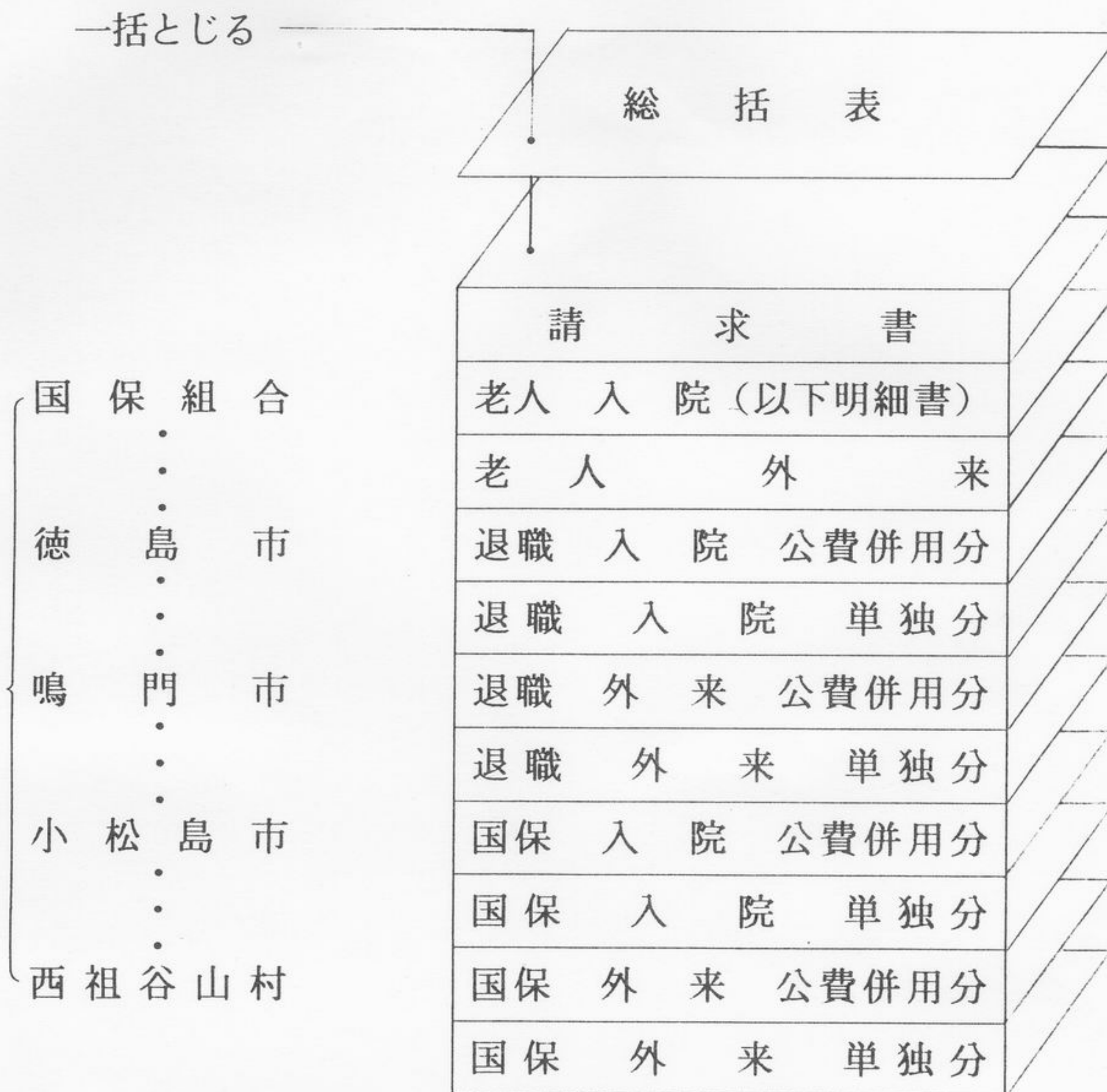
受給者氏名	乳児医療費受給者証記号			
乳児氏名	国民健康保険記号			
有効期限	平成 年 月 日			
保険種別	一般国民健康保険	国民健康保険	高齢医療費区分	
区分	目録(国保)	A (国保)	後援負担区分	乳児医療費請求

※ 記載欄は、大文字、太枠内のみ記入して下さい。

国保分重度心身障害者等医療費・乳幼児医療費助成事業における高額療養費事務処理の流れ

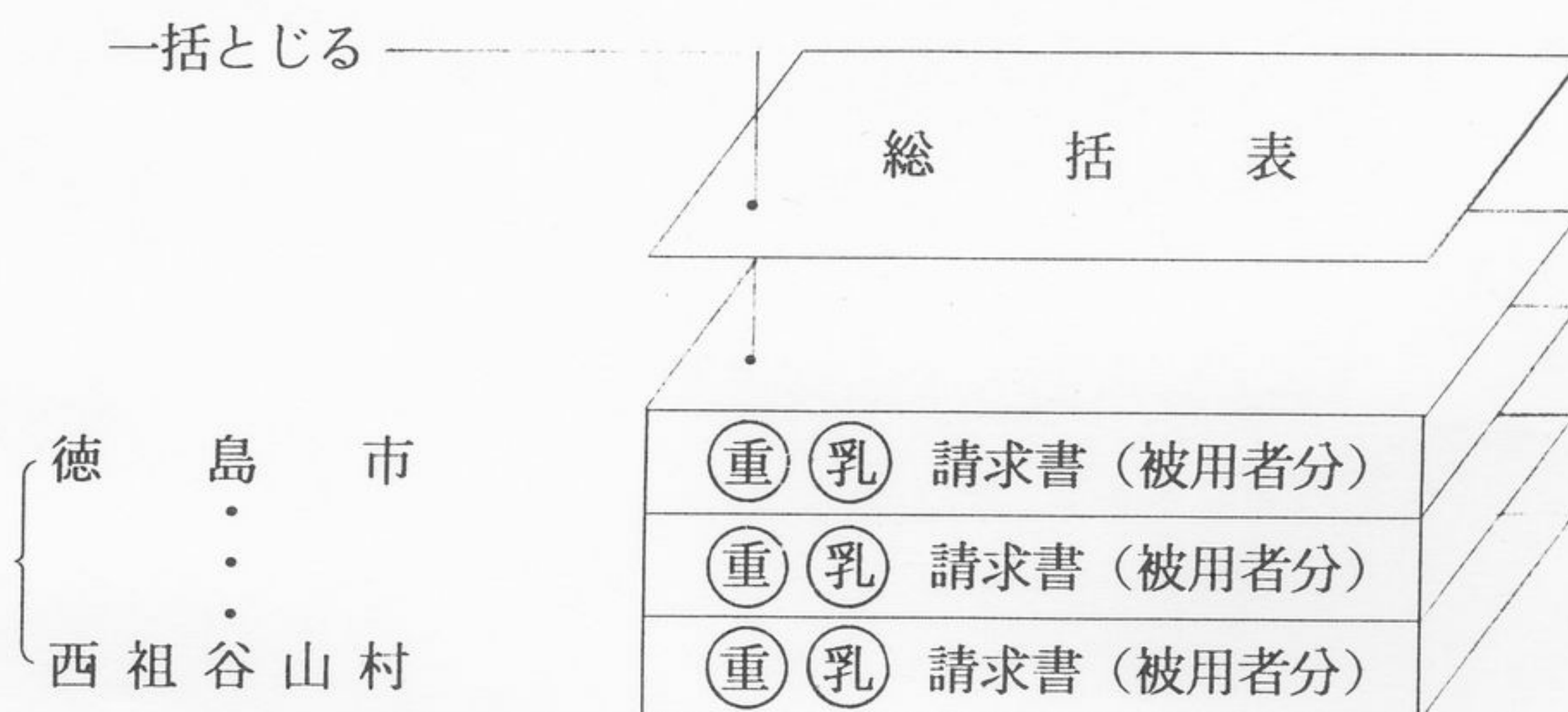


国民健康保険分診療報酬請求書・明細書の編てつ方法



公費(上)
単独(下)

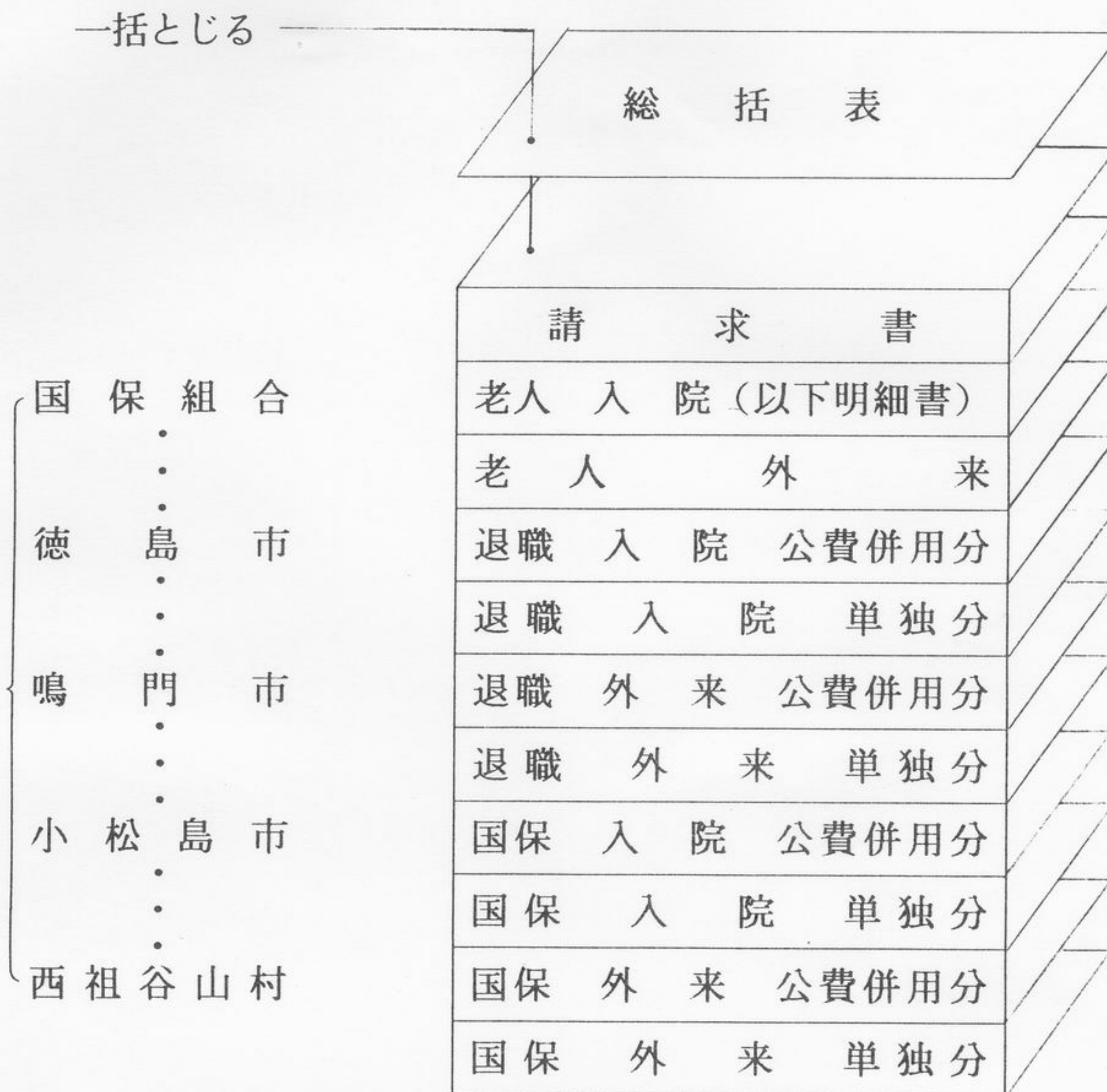
重度・乳児医療費請求書等の編てつ方法



※重度・乳幼児はそれぞれ別綴にしてください。

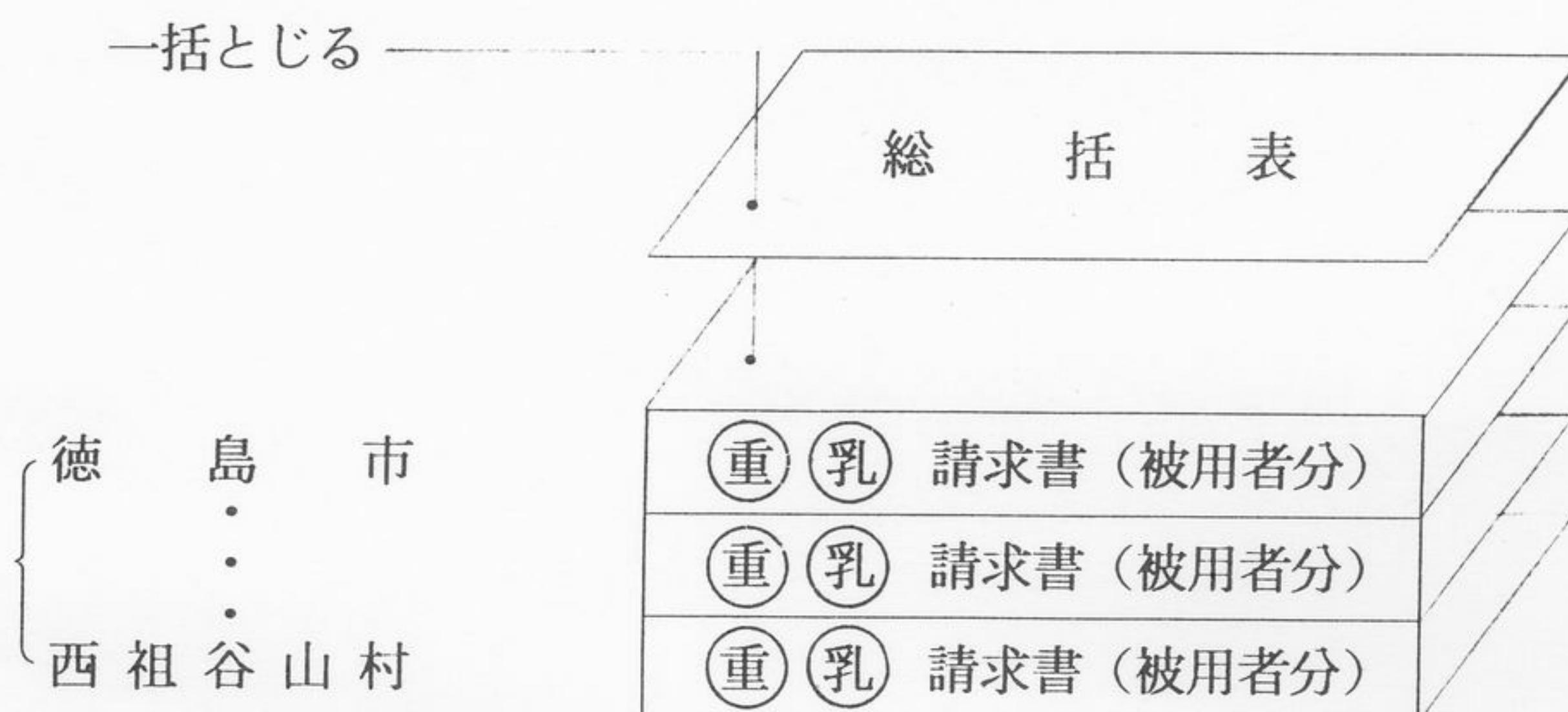
※医療保険各法の診療報酬明細書（レセプト）には、重度・乳幼児医療費が公費併用となった分を除いて ①② の記載のご協力をお願いいたします。

国民健康保険分診療報酬請求書・明細書の編てつ方法



公費(上)
単独(下)

重度・乳児医療費請求書等の編てつ方法



※重度・乳幼児はそれぞれ別綴にしてください。

※医療保険各法の診療報酬明細書(レセプト)には、重度・乳幼児医療費が公費併用となった分を除いて ①② の記載のご協力をお願いいたします。